

2025年11月12日

各 位

会社名 株式会社サイバー・バズ

代表者名 代表取締役社長 高村彰典

(コード番号:7069 東証グロース)

問合わせ先 取締役 岩田真一

(TEL. 03-6758-4738)

### 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役に対する新たなインセンティブ制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2025年12月18日開催予定の第20回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

#### 1. 譲渡制限付株式報酬制度の導入について

## (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」 といいます。)に対し、株主利益に対する意識をさらに向上し、当社の株価上昇や中長期的な企業 価値向上を図るインセンティブを取締役に与えることを目的としております。

# (2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権(以下「金銭債権」といいます。)を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、当社は、2022年12月14日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額について、年額4億円以内(うち社外取締役分は年額5千万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。)とご承認いただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものです。

### 2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額 1.5 億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。)とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年15万株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株あたりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。本制度による当社の株式の普通株式(以下「木株式」といいます。)の発行又は処分にあ

また、本制度による当社の株式の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分にあたっては、当社の対象取締役との間において、①一定期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生

じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が当社の定める証券会社に開設する譲渡制限付株式の専用口座において管理される予定です。

以 上